

平成19年度戦略的中心市街地中小商業等活性化支援事業費補助金
～要望調書 記入要領～

次の要望調書等を具体的に記載してください。

中心市街地活性化協議会事務局支援事業を要望する場合には、要望調書のうち次の部分のみの提出となります。(添付資料については、別途必要です。)

- ・ 戦略的中心市街地中小商業等活性化支援事業要望総括表 1
- ・ 戦略的中心市街地中小商業等活性化支援事業要望 (地域基準) (別紙 1)
- ・ 中心市街地活性化協議会事務局支援事業経費明細 (別紙 1-3)
- ・ 基本計画認定申請及びタウンマネジャーに関する調書 (別紙 3 : 市町村記載)

総括表

総括表 1 申請事業の具体的な概要を記載

実施事業者、実施場所、補助事業の内容 (ハード事業で建設するもの、ソフト事業で行う取組等)、工期、当該補助金以外の補助金、事業者負担等を明確に記載。補助事業の目標については、可能な限り定量的な目標を設定し記載。

(記入例)

目的

内容 ○○商店街のアーケード整備

アーケードの特徴

(※整備についても、既存の部分を残して整備するのか、全部取り払って整備するのかを記載。)

延長 ○メートル 高さ ○メートル

工期 平成○年○月～○月

場所 ○○商店街 (○○市○○)

国庫補助以外の補助の有無

(例) あり (市 ○円 県○円 高度化融資 ○円)

実質事業者負担

総括表 2 補助事業と連携した商店街の取組、住民や地権者の協力について、具体的な事業及び事業実施場所周辺で実施される事業を記載。

(A3版までの大きさと、図示できるものがあれば添付してください。)

【地域基準】別紙1

(1)地域経済圏の状況

- ・ 中心市街地の概要及び基本コンセプト
当該中心市街地の置かれている自然的、歴史的、文化的及び社会的条件、地域住民の意識、中心市街地の現状等に関する基礎的データ等の概要を記載の上、それらをどのように分析し、目標を掲げているか等の基本コンセプトを記載。
- ・ 各数値について、過去に実施した数値と直近の数値を記載の上、その増減要因、調査主体、調査地点等を簡潔に記載。
- ・ 定量的・定性的要因からみた活性化の見込み
記載した各数値のうち、主要な数値における増減の要因をいかに分析し、また、近隣市町村を含む商業、産業、交通（鉄道、高速道路等）、観光、文化、大型店等の出店状況、関係者や住民の意識等の定性的要因等を踏まえ、今後の活性化の見込みについて記載。

(2)中心市街地活性化の取組に係る組織体制

- ・ 市町村における、商業部局と都市計画部局との連携体制について、計画策定や事業実施や日常的な連絡体制、定期的な会議の開催や横断組織としての「中心市街地活性化室」等の設置状況、今後の予定等も含めて具体的事項を記載。
- ・ 中心市街地活性化協議会における専門人材の確保・組織強化への取組について、タウンマネジャー等の雇用や中小企業基盤整備機構アドバイザー派遣制度の活用（活用日数も記載）、市町村や関係機関との人事交流、増員等、今後の予定等も含めて具体的事項を記載。
- ・ 関係者との連携体制について、具体的な連携のあり方、連携による効果等、今後の具体的予定等も含めて記載。

(3)中心市街地全般のマネジメントの状況

- ・ ここで掲げるマネジメントとは、中心市街地活性化のプロジェクト推進に際し、現状把握を踏まえた計画立案（PLAN）、事業の実施（DO）、評価検証（CHECK）に基づく、改善（ACTION）を構造的に実施し、プロジェクトをより高いレベルに持っていく、いわゆるPDCAサイクルの概念を指します。
- ・ これまで実施した主要事業について、各項目において該当する箇所1カ所に「○」を記入の上、状況説明ではなく、過去の行動事実（誰がどのような目的でどのように行ったか）を具体的に記載。

※様式の枠内に書くことができない場合は、「別紙〇参照」として添付してください。

【事業基準】 別紙1-1

・所管経済産業局：

北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、四国、九州、沖縄のいずれかを記載。

・中心市街地活性化協議会名：

中心市街地活性化協議会名を記載。

・代表者：

中心市街地活性化協議会の代表者名(フルネーム)を記入。

・事業実施者：

商店街振興組合等の事業を実施する団体の名称を記載。

事業実施者が複数の場合は別紙を添付し、各事業者の概要をあわせて説明してください。

・代表者：

事業実施者における代表者を記載。

・施設整備事業費(ハード)要望額

・活性化支援事業費(ソフト)要望額

・中心市街地活性化協議会事務局支援事業費(ソフト)要望額

国庫補助要望額の合計をそれぞれ記入。

・事業実施者概要

以下の各項目について記入。事業実施者が複数の場合は別紙を添付し、各事業者の概要を説明してください。

①名称

②設立年月日

③資本の額若しくは出資金又は拠出金の額

④出資者又は組合員数の数

※運営組織図等を添付してください。

・補助対象施設(事業)

施設整備事業(ハード)を実施する場合は、要綱上の補助対象施設名称を補助対象施設

ごとに記載。

活性化支援事業(ソフト)を実施する場合は、「ソフト事業(〇〇支援)」と記載。

(〇〇支援)の部分には、「商店街活性化支援」か「空店舗活用支援」のいずれかを記載。

中心市街地活性化協議会事務局支援事業を要望する場合は、「中心市街地活性化協議会事務局支援事業」と記載。

・計画認定状況等

施設整備事業を行う場合のみ、特定民間中心市街地活性化事業計画(中小小売商業高度化事業)の認定日を記載。また、()に根拠となる中心市街地活性化法の該当条文を記載してください。(例:中活法第7条第7項7号)

・総事業費

補助対象事業ごとの総事業費を記載。

・補助対象事業費

総事業費から補助対象外経費を除いた補助対象事業費を記載。

※施設の敷地となる土地の取得・使用・造成・補償に要する経費及び施設整備に係る調査設計費等は補助対象外となります。

・補助事業者負担額

補助事業者の自己負担額を記載。

・国庫補助額

国への国庫補助要望額を記載。国庫補助額が限度額(10億円)に達する場合は、限度額を記載。

・高度化融資

中小企業基盤整備機構の高度化融資を検討している場合は融資額、検討していない場合は「無」を記載。なお、都道府県や中小企業基盤整備機構への相談の状況や事前診断の結果を示す説明書を添付してください。

①地域概況

歩行者通行量、商圈人口、来客数、年間販売額の増減等の市町村や当該中心市街地・商店街の状況を説明する基本的な数値データ及び最寄り駅の乗降客数、主な観光資源と

観光客入り込み数等により、中心市街地の概況を記入。

②中心市街地が抱える問題点(緊急性・変化要因)

①における各数値の増減や自ら実施した商業特性分析調査、消費者ニーズ調査等を踏まえ、地域における商業環境の変化や当該中心市街地・商店街が抱える課題及び当該補助事業を緊急に行わなければならない理由を記入。

当該補助対象施設がアーケード等の改修の場合は、当該施設設置後の経過年数を明記してください。

③事業の必要性や事業目的及びターゲットやコンセプト

当該補助事業に限らず、中心市街地又は商店街活性化事業全体の方向性について、

(1)「ターゲットの確認」＝どのような人を対象とした事業を行うのか

(2)「コンセプトの明確化」＝設定されたターゲットに対し、どんな方法で活性化に挑むのかといった点を明確にした上で、当該補助事業が②における課題等にどう対応しているのか、事業実施によりどう改善されるのかについて記載。

また、今回の補助事業が中心市街地活性化の事業全体においてどのような位置づけにあるのか、といった点について説明してください。

④施設利用計画(施設の活用方法や周辺類似施設の状況)

整備した施設の活用方法やそれを利用して行うイベント事業等の予定を記載。

また、周辺に類似施設がある場合は、その活用状況や利用者数及び当該施設を新たに整備する具体的な理由を記入。(テナントミックス店舗整備の場合は、中心市街地内に限らず、郊外の大型店や競合する商業集積等についても記載してください。)

⑤国庫補助が無い場合の事業計画

当該戦略的中心市街地中小商業等活性化支援事業費補助金に採択されなかった場合、当該事業をどのように実施するのか記載。(例: 県・市町村単独の予算で支援予定。)

他の補助制度の活用やその他の資金調達方法についても十分に検討しておいてください。

⑥見込まれる利用者数や販売額、通行量の増加及びその数値的根拠

③や④を踏まえ、当該補助事業が周辺商業集積に与える効果を説明するとともに、利用者数や通行量、来客数、中心市街地商店街における年間販売額の増加、空き店舗率の改善といった具体的な数値目標を記載。

また、その数値的根拠となる調査及び統計等の分析方法について記載。(根拠となる資料を添付してください。)

なお、事業実施後は、その効果・数値目標を踏まえた「事業実施効果報告書」の提出が交付要綱で義務付けられています。

⑦投資効果・事業採算性等の説明

当該補助事業を行うことによる投資効果を可能な限り具体的な数値を推計し、その数値の算出方法を解説。

また、事業の実施体制を明確にするとともに、事業実施に関する国庫補助以外の資金調達方法や、事業運営費の調達方法について記載。(資金調達計画・総合収支計画・年度別資金計画を添付してください。)

【活性化支援事業(ソフト事業)経費等明細】 別紙1-2

- ・活性化支援事業(ソフト事業)を実施する場合のみ記載。
- ・それぞれ該当する項目に記載。

【中心市街地活性化協議会事務局支援事業経費明細】 別紙1-3

- ・中心市街地活性化協議会事務局支援事業を要望する場合のみ記載。
- ・それぞれ該当する項目に記載。

【中心市街地活性化事業状況説明書】 別紙2

- ・市町村が記載。
- ・担当課長名 : フルネームで記載。
- ・記入者名 : フルネームで記載。また、連絡先(電話番号)も記載。

【基本計画認定申請及びタウンマネジャーに関する調書】 別紙3

- ・市町村が記載。
- ・担当課長名 : フルネームで記載。
- ・記入者名 : フルネームで記載。また、連絡先(電話番号)も記載。

添付資料

1 中心市街地活性化協議会事務局支援事業を要望する場合には、次の資料を番号順に添付してください。(添付資料一覧表を添付すること。様式任意)

①中心市街地活性化協議会の概要(規約、名簿)

②総会資料(会計、財務状況、事業計画資料等:協議会設立時の資料で可)

※タウンマネジャー設置経費を要望する場合は、次の書類も提出。

・事業を実施すること(タウンマネジャーの設置等)について、事業者及び協議会で決定を行っていることがわかる資料。

・タウンマネジャーの履歴書

・タウンマネジャーの選定理由・選定方法

③協議会・タウンマネジャーの年間事業計画

※要望調書(中心市街地活性化協議会事務局支援事業経費明細)別紙1-3の経費の積算根拠となる事業計画書。

2 1以外の事業(施設整備事業、ソフト事業)を要望する場合には、次の資料を添付してください。(様式任意)

①施設完成イメージ図及び図面(事業実施場所の現況写真)

(図面は当該補助事業以外の部分も含めた全体がわかるものを添付し、補助事業の対象となる部分、他事業の対象となる部分を図示してください。)

②見積書、要望調書(中心市街地活性化協議会事務局支援事業経費明細)別紙1-3の経費の積算根拠となる事業の計画書。

③設計書及び工法比較検討資料

④事業のスケジュール

⑤事業の収支計画、資金調達計画、総合収支計画、年度別資金計画

⑥事業者の概要(定款、構成員、直近2期の決算書類)

⑦中心市街地活性化協議会の概要(規約、名簿、会計、財務状況、事業計画資料等:協議会設立時の資料で可)

⑧認定中心市街地活性化基本計画の写し(次のことがわかるページにインデックスを付けてください。)

ア 中心市街地地域図(事業実施箇所及び主な集客施設を図示してください。)

(見にくい場合には、A3版程度の図面を添付)

イ 中心市街地及び周辺的大型店及び商業集積の立地状況

3,000㎡以上を地図上に示し、その概要を記載したもの(大型店概要:施設名、各店舗名、施設面積、核店舗面積、開業年月日又は予定年月日)。当該市町村外に存す

る大型店の立地が当該中心市街地に影響を及ぼしている場合については、周辺市町村を含めた地図とします。(基本計画に記載のない場合は、A3版程度の図面を添付)

ウ 都市機能の集積を図るための都市計画手法の活用部分

- ⑨事業実施の必要性の根拠となる各種調査結果(原則として、平成15年度以降に行われたものに限りませう。)

次の書類は、施設整備事業実施の際に必要な添付書類です。

- ⑩認定特定民間中心市街地活性化事業計画の写し
- ⑪再開発事業に係る保留床を取得して事業を実施する場合は、
- a. 当該再開発事業全体像を説明する資料
 - b. 床価格の算出基礎及び周辺類似施設における床価格を説明する資料
- ⑫テナントミックス管理に資するための店舗を設置する場合は、以下を証する資料
- ・施設管理運営者について
施設管理運営者(テナント管理者)を具体的に明示し、当該機関がテナントミックス事業に関して有する専門知識、実績等を説明。
 - ・テナントミックス管理に資する根拠資料
予定テナントを当該施設に入居させることにより、商業集積全体の業種業態・店舗配置の適正化となる旨の根拠。周辺商店街業種業態や販売額の変動状況や消費者ニーズ調査。(原則として、平成15年度以降に行われたものに限りませう。)
 - ・テナント管理運営(テナント公募、テナントの入れ替え、販売促進活動等)の方法
 - ・テナント契約書(案)及びテナント配置図
⇒契約書は、当該施設が中心市街地活性化を目的とするものであること、及びそのためにテナントの入れ替えを適宜行う旨が明記されていることが必要になります。
- ⑬アーケード設置やファサード整備等を行う場合
- ・デザインコンセプト、視覚効果等の説明資料
- ※なお、ファサード整備については、
- ・主に店舗のうち商店街の通りに面している外壁の整備に係るもの(中小小売商業高度化事業のうち中心市街地活性化法第7条第7項第1号に基づく事業であること。)、
 - ・原則として補助対象を2階部分までに限る、
 - ・整備部分は補助事業者(組合等)が資産計上することとします。
- ⑭多目的ホールや教養文化施設等一般公衆利便施設を設置する場合
- ・周辺類似施設の概要や利用状況を説明しうる資料(施設の位置は、⑧の資料に図示してください。)
 - ・当該施設を新たに設置しなければならない具体的な理由